

令和2年4～9月

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	病院情報システム保守	1	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年4月1日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区柳町10-1	¥53,746,000	契約業者は、当院の医療情報システムの開発業者であり、当該基幹システム及び部門システムの構成等を熟知しているのから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
2	医療情報システム保守 (院内対応)	1	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年4月1日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 東京都港区海岸3-20-20	¥17,952,000	契約業者は、当院の医療情報システムの開発業者であり、当該基幹システム及び部門システムの構成等を熟知しているのから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
3	サージカルマスク	2000箱	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年4月1日	株式会社栗原医療器械店 千葉県千葉市中央区都町7丁目9番27号	¥5,610,000	COVID-19患者受け入れに対応するためであることから、緊急の必要により競争に付することができないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
4	救急陰圧室医療ガス配管設備工事	1	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年4月1日	三機工業株式会社 東京都中央区明石町8-1	¥4,400,000	COVID-19患者受け入れに対応するためであることから、緊急の必要により競争に付することができないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
5	B棟2階スプリンクラー移設工事	1	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年4月2日	三機工業株式会社 東京都中央区明石町8-1	¥1,100,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
6	血液ガスシステム保守	1	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年4月9日	ラジオメーター株式会社 東京都品川区北品川4-7-35 東邦薬品株式会社 千葉県千葉市稲毛区天台5-21-15	¥2,095,236	契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する者が契約業者のみであるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) なお、支払は代理店をとすこととなっているため、3者契約とする。	
7	A棟地下1階サーバー室改修	1	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年4月9日	株式会社きんでん 東京都品川区東五反田5丁目25番地12号	¥4,968,000	契約業者は、当該機器の必要な技術及び部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
8	体外式結石破碎装置の修理	1	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年4月14日	ドルニエドテックジャパン株式会社 東京都品川区上大崎3-8-5目黒エステートビル	¥1,296,902	契約業者は、当該機器の製造企業であり、修理において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
9	検査機器	1	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年4月17日	東邦薬品株式会社 千葉県千葉市稲毛区天台5-21-15	¥1,809,214	本調達はCOVID-19患者受け入れに対応するためであることから、緊急の必要により競争に付することができないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
10	送信機	1	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年4月23日	日本光電工業株式会社 千葉県千葉市中央区末広4-21-21	¥4,396,920	本調達はCOVID-19患者受け入れに対応するためであることから、緊急の必要により競争に付することができないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	

令和2年4～9月

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
11	使い捨て防護服	10000枚	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年5月20日	日本エンタープライズ株式会社 東京都渋谷区渋谷1-17-8	¥2,970,000	COVID-19患者受け入れに対応するためであることから、緊急の必要により競争に付することができないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
12	医療情報システム(院内対応)保守契約	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年5月26日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 東京都港区海岸3-20-20	¥17,952,000	契約業者は、当院の医療情報システムの開発業者であり、当該基幹システム及び部門システムの構成等を熟知しているのは、この開発業者に限られることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
13	再来受付システム保守契約	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年5月29日	島津メディカルシステムズ株式会社 千葉県千葉市中央区新千葉2-7-2	¥18,018,000	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
14	テニスコート駐車場目隠しフェンス設置工事	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年6月5日	小林建設株式会社 千葉県成田市大清水128	¥1,309,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
15	感染制御システム保守	1	成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1	令和2年6月10日	シスメックス株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張ガーデンD棟14階	¥2,514,600	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
16	医用画像情報システム保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年6月10日	富士フイルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	¥79,432,650	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
17	エレベーターの扉交換工事	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年6月11日	日本オーチスエレベーター株式会社 東京都文京区本駒込二丁目28-8 文京グリーンコート23階	¥1,078,000	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
18	ORSYS及びACSYSシステム保守契約	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年6月12日	株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川4-17-15	¥61,182,000	契約業者は、当該機器の製造企業から指定企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
19	インターネット系サーバ	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年6月12日	銚子インターネット株式会社 千葉県銚子市中央町12-13	¥2,467,300	契約業者は、当該サーバ攻勢を熟知しており、障害発生時の復旧対応等を含めた円滑な運用を遂行可能な業者は契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	

令和2年4～9月

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
20	ロビーチェア及びクッションの張替え	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年6月19日	有限会社土屋商店 千葉県成田市花崎町532	¥2,492,540	COVID-19患者受け入れに対応するためであることから、緊急の必要により競争に付することができないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
21	電子カルテファイルサーバ	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年6月22日	銚子インターネット株式会社 千葉県銚子市中央町12-13	¥3,630,000	契約業者は、当該サーバ攻勢を熟知しており、障害発生時の復旧対応等を含めた円滑な運用を遂行可能な業者は契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
22	内視鏡ファイリングシステム保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年6月25日	株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3 富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	¥15,523,200	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) なお、支払いは代理店をとすこととなっていることから、3者契約とする。	
23	手術室用冷凍庫	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年7月2日	エア・ウォーター防災株式会社 東京都品川区西五反田2-12-3第一誠実ビル	¥1,309,000	購入業者は当該機器の製造企業であることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
24	セーフマスターシステム保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年7月3日	株式会社栗原医療器械店 群馬県太田市清原町4-6 株式会社セーフマスター 福岡県福岡市東比恵3-1-2	¥1,195,990	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) なお、支払いは代理店をとすこととなっていることから、3者契約とする。	
25	X線一般撮影装置の修理	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年7月7日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1WBGマリブイースト24階	¥2,200,000	依頼業者は当該機器の製造企業であることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
26	病理診断支援システム保守(ハードウェア)	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年7月10日	武藤化学株式会社 東京都文京区本郷2-10-7 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3	¥1,166,000	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) なお、支払いは代理店をとすこととなっていることから、3者契約とする。	
27	病理診断支援システム保守(ソフトウェア)	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年7月10日	武藤化学株式会社 東京都文京区本郷2-10-7 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3	¥1,188,000	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守において必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) なお、支払いは代理店をとすこととなっていることから、3者契約とする。	

令和2年4～9月

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
28	間接変換FPDシステム保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年7月28日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	¥8,800,000	契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
29	A棟2階検査室冷蔵庫ユニット更新工事	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年7月28日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 東京都荒川区荒川7-19-1	¥1,485,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
30	合成空気設備のバックアップ用ポンペ設備設置	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年7月31日	日本メガケア株式会社 東京都板橋区船渡一丁目12番11号	¥2,527,140	購入業者は当該機器の製造企業であることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
31	F棟冷温水発生機の部品交換工事	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年8月5日	千葉アロー株式会社 千葉県千葉市中央区宮崎町709-5	¥1,969,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
32	B棟アメニティ改修に伴う追加変更工事	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年8月7日	株式会社きんでん 東京支社 東京都品川区東五反田5-25-12	¥1,320,000	契約業者は、当該工事の施工企業であり、必要な技術等を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
33	サージカルマスク	900箱	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年8月7日	株式会社MMコーポレーション 東京都文京区本郷3-4-6	¥1,188,000	予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
34	放射線部門ネットワークの更新	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年8月13日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	¥3,245,000	契約業者は、当該機器構成を熟知しており、障害発生時の復旧対応等を含めた円滑な運用業務を遂行可能な業者は依頼業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	
35	超音波画像診断装置	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年8月14日	アイティーアイ株式会社 千葉県千葉市中央区富士見1-15-8 RC千葉ビル4階	¥1,595,000	予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
36	電子カルテに係る備品	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年8月28日	銚子インターネット株式会社 千葉県銚子市中央町12番地13	¥1,457,720	予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
37	小児科外来待合室チェア	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年9月1日	株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3	¥1,559,976	予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
38	乳房用デジタルX線撮影装置の修理	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年9月15日	GEヘルスケア・ジャパン株式会社 千葉県千葉市中央区中央港1-9-5ダイトー千葉ポートセンター2F	¥2,056,340	契約業者は、当該機器の製造企業であり、修理において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	

令和2年4～9月

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
39	臨床検査情報システムの保守	1	成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1	令和2年9月30日	株式会社エイアンド ティー 神奈川県横浜市神奈川区金港町2番地6 横浜ブラザビル	¥1,209,120	契約業者は、当該機器の製造企業であり、当該保守について必要な技術等を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的理由を簡潔に記載する。